

山梨県スキー競技規約

平成 7年11月20日一部改正

平成14年11月 4日一部改正

平成16年11月 6日一部改正

第1条 (競技会の分類)

山梨県におけるスキー競技会は、次のように分類する。

- 1-1 山梨県スキー選手権大会(略、選手権大会)
- 1-2 国民体育大会スキー競技会県予選兼選考会(略、国体予選兼選考会)
- 1-3 全日本スキー選手権大会県予選(略、全日本予選)
- 1-4 山梨県体育祭スキー競技会(略、体育祭)
- 1-5 山梨県ジュニアスキー大会(一部改正)
- 1-6 山梨県リーゼンスラローム大会
- 1-7 山梨県スラローム大会
- 1-8 山梨県クロスカントリースキー大会(一部改正)
- 1-9 山梨県スノーボード大会(一部改正)
- 1-10 その他の大会

第2条 (出場資格)

- 2-1 山梨県におけるスキー競技会は、山梨県スキー連盟(以下SAYと略す)に加盟している団体すべてが参加できる。
- 2-2 競技出場者は、SAYの加盟団体に所属し、全日本スキー連盟(以下SAJと略す)登録会員でなければならない。(ただし、県体育祭・県ジュニア大会及び国体予選会にオープン参加する競技者は、この限りではない。)(一部改正)
- 2-3 SAJ規則に抵触する者は、いかなる競技会にも出場することができない。
- 2-4 SAY主催大会に出場する競技者は、原則としてSAY競技者登録を行った者に限る。(ただし、クロスカントリー・県体育祭・マスターズ及び国体予選考会にオープン参加する競技者は、この限りではない。)(一部改正)

第3条 グループ抽選と出発順位(滑降、スーパー大回転、大回転、回転、共通)

- 3-1 SAY主催大会の競技者のグループ分けは、原則としてSAYポイントリストによって行い、競技者のスタート順、抽選方法は、SAJ競技規則に準ずる。
- 3-2 SAY主催大会の抽選は、役員による厳正な抽選を行うこととする。(一部改正)
- 3-3 SAY主催大会においてSAYは、過去のSAY主催以外の大会等で優秀な成績を納めた競技者が参加する場合、その競技者のスタート順を決めることができる。
- 3-4 SAY主催大会において、当該種目のSAYポイント100以内の競技力があると所属団体の長が認めた競技者は、山梨県スキー連盟特別ポイント申請を行うこ

とができる。

S A Y が特別ポイント申請を審査し、認可された競技者には、当該年度の当該種目に限り S A Y が決定したポイントが与えられる。

3-5 距離競技

3-5-1 第 1 グループはシード選手とし、前年度選手権大会 5 位までの者及び前々年度 3 位までの者とする。

3-5-2 第 2 グループ以下は 3 つのグループとし、参加団体ごとに競技者をグループ数に組み分ける。

3-5-3 出発順位は最下位グループからとし、各グループの出発順位は抽選により決定する。

第 4 条 競技運営

4-1 S A Y 競技運営委員会並びに競技会委員は、責任をもって競技運営に当たらなければならない。

第 5 条 抗議

5-4 競技上の抗議は、所属団体の監督を通じ、抗議申立書に保証金 5,000 円を添えて主審に申し込まなければならない。なお、抗議の処理は、 Jury がこれを裁定し、抗議が認められた場合のみ保証金を返金する事とする。但し、県体育祭には適用しない。（一部改正）

第 6 条 この規約以外の事項については、S A J 競技規則最新版による。